

目標管理型の政策評価に係る評価書の標準様式

別紙2
(環境省24-21)

施策名	目標5-1 基盤的施策の実施及び国際的取組					
施策の概要	生物多様性国家戦略を始めとする自然環境保全のための政策の策定、及びそのために必要な情報の収集・整備・提供を行う。また、国際的枠組への参加等を通じて地球規模の生物多様性の保全を図る。					
達成すべき目標	生物多様性国家戦略2010及び生物多様性国家戦略2012-2020に基づき、各種施策に必要な情報の収集・整備・提供、国民への生物多様性に関する普及啓発などの取組を進める。また、国際的枠組への参加を通じて、自然資源の保全、地球規模の生物多様性の保全を図る。					
施策の予算額・執行額等	区分	22年度	23年度	24年度	25年度	
	予算の状況 (千円)	当初予算(a)	2,487,381	2,584,518	1,347,838	1,240,712
		補正予算(b)	1,000,000	3,020,000	△ 18	
		繰り越し等(c)	△ 3,000	3,000		
		合計(a+b+c)	3,484,381	5,607,518	1,347,820	
執行額(千円)	3,385,836	5,484,724	1,281,397			
施策に関係する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	生物多様性国家戦略2010 平成22年3月16日(閣議決定) 第2部 生物多様性の保全及び持続可能な利用に関する行動計画 生物多様性国家戦略2012-2020 平成24年9月28日(閣議決定) 第3部 生物多様性の保全及び持続可能な利用に関する行動計画					

測定指標	1 「生物多様性」の認識状況	基準値	実績値					目標値
		16年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	31年度
		30%	-	36%	-	-	56%	75%
		年度ごとの目標値	-	-	-	-	-	-
	2 生物多様性地域戦略策定着手済数	基準値	実績値					目標値
		21年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	24年度
		6県	-	-	20都道府県	30都道府県	39都道府県	47都道府県
		年度ごとの目標値	-	-	-	-	-	-
	3 全国の1/2.5万地形図面数に対する植生図整備図面数の割合[図面数/図面数]	基準値	実績値					目標値
		18年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
		国土の35%	国土の44%	国土の50%	国土の55%	国土の60%	国土の64%	国土の69%
		年度ごとの目標値	-	-	-	-	-	-

目標の達成状況	<p>・平成24年度末時点で、生物多様性地域戦略については、39道府県が策定又は策定に着手している。また、植生図の整備図面数は国土の64%の整備が完了した。「生物多様性」の認識状況については、平成24年度の世論調査の結果、56%となっており、2010年の「国際生物多様性年」を契機とした各種活動を通じて、生物多様性の認識は着実に上昇している。このため、すべての測定指標において目標値に近づいている。</p> <p>・生物多様性国家戦略2010(平成22年3月閣議決定)及び生物多様性国家戦略2012-2020(平成24年9月閣議決定)に沿って、各種施策・政策の策定に必要な情報の収集・解析・整備・提供、国民への普及啓発の促進、サンゴ礁や渡り鳥の保全のための国際的取組、地域における生物多様性の保全・再生に資する取組の支援等が着実に推進され、目標達成に向け一定の進展があった。</p> <p>・愛知目標の達成に向けた生物多様性国家戦略の改定を始めとする、生物多様性条約締約国会議の決定事項の実施について、途上国の支援を行うとともに、国際的な議論に積極的に参加して貢献を行ってきており、目標達成に向けた取組が進展している。</p> <p><生物多様性保全のための政策の策定、及びそのために必要な情報の収集></p> <p>・平成24年9月に生物多様性国家戦略2012-2020が閣議決定された。</p> <p>・自然環境保全基礎調査において取得された植生、動植物分布等の自然環境に関する基盤情報データ及びモニタリングサイト1000において取得された高山帯、森林・草原、沿岸域等様々な生態系における指標生物の生息・生育状況及び無機的環境をモニタリングしたデータを着実に蓄積し、これらのデータを効果的に活用・発信した。</p> <p>・平成22年5月に公表した「生物多様性総合評価」を踏まえ、生物多様性評価の地図化を実施し、我が国の生物多様性の現状について評価した計49枚の地図を作成した。</p> <p>・海洋生物多様性の保全と生態系サービスの持続可能な利用を促進するため、海洋生物多様性保全戦略を策定した。</p>
---------	---

<p>施策に関する評価結果</p>	<p>目標の達成状況</p>	<p><国民への生物多様性に関する普及啓発></p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成24年度は、事業者による生物多様性の保全と持続可能な利用の取組状況に関する調査に加えて、経済社会における生物多様性の主流化の国際動向に関する情報収集、経済社会における生物多様性の主流化に関するウェブサイト作成を行った。 ・「奄美群島の国立公園指定」及び「全国的なシカ対策」により保全される生物多様性の価値について経済的評価の試行を実施した。 ・生物多様性の経済価値評価に関するウェブサイトを作成し公開した。 <p><国際的枠組への参加></p> <ul style="list-style-type: none"> ・サンゴ礁や渡り鳥の保全のための国際的取組への参加、国際条約の適切な履行、NGO等への拠出等によって、自然環境保全分野での国際協力を積極的に推進しており、国際的な評価を得ている。ミャンマー・タイ・マレーシア等で普及啓発活動を進め、特にマレーシアにおいてラムサール登録が現実味を帯びるまでに至っている。また、水田決議に係るフォローアップワークショップを2回開催し、決議の履行の普及啓発においてリーダーシップを発揮した。 ・ICRI東アジア地域会合を2008年より毎年開催し、ICRI東アジア地域サンゴ礁保護区ネットワーク戦略2010の策定及び実施を主導。国際的なサンゴ礁保全においてリーダーシップを発揮した。 ・国際熱帯木材機関、砂漠化対処条約科学技術委員会などに積極的に参画することにより、世界の森林の保全と持続可能な経営及び砂漠化対処に係る国際的な取組の進展に寄与した。 ・南極環境保護法に基づく南極地域活動の環境影響評価等を実施するとともに、南極条約協議国会議に積極的に参画することにより、南極地域の環境保護に向けた国際的取組に貢献した。 ・愛知目標の達成に向けた途上国の取組を支援するため、生物多様性条約事務局に設立した「生物多様性日本基金」を通じて、世界各地域で生物多様性国家戦略の改定支援ワークショップの開催等を支援した。 ・生物多様性条約COP10において、我が国の呼びかけにより、二次的自然環境における自然資源の持続可能な利用・管理のための取組を推進するために「SATOYAMAイニシアティブ国際パートナーシップ (IPSI)」が発足した(事務局：国連大学高等研究所)。平成24年3月にはナイロビにおいてパートナーシップ第2回会合を開催した。平成25年6月現在、国、国際機関、団体が構成される合計142団体が加入している。
	<p>目標期間終了時点の総括</p>	<p><生物多様性保全のための政策の策定、及びそのために必要な情報の収集></p> <p>平成24年度は、生物多様性国家戦略2012-2020が閣議決定され、また、植生図の整備についても着実に進んでいる。生物多様性地域戦略策定着手済数については、増大してきているものの、目標には及ばなかったことから、平成24年度に閣議決定された生物多様性国家戦略2012-2020においては、目標を「平成32年までに全ての都道府県で生物多様性地域戦略を策定」と変更した。上記成果を踏まえ、目標達成のため、今後は下記の取組を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成22年10月に開催されたCOP10の成果及び平成23年3月に発生した東日本大震災の経験を踏まえ、生物多様性国家戦略2012-2020に基づく施策を着実に実施していくことにより愛知目標の達成に貢献する。 ・植生図の整備が着実に進んでおり、平成25年度も引き続き整備を進める ・「生物多様性地域戦略策定の手引き」の活用等により、生物多様性地域戦略の策定を推進する。 <p><国民への生物多様性に関する普及啓発></p> <p>平成24年度は、事業者における取組状況についての情報収集、生物多様性の経済的価値評価、それらの取組により得られた情報等のウェブサイト上での公開等を実施し、世論調査では「生物多様性」の認識状況が56%となるなど、着実に成果をあげている。</p> <p>上記成果を踏まえ、目標達成のため、今後は下記の取組を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成24年度調査の結果を活用して業種・業界毎の目標や行動計画の策定等の検討を行うとともに、引き続き国際動向を含めた経済社会における生物多様性の主流化に関する情報を収集・発信することにより、経済社会における生物多様性の主流化の促進を図る。 ・生物多様性が有する価値を経済的な評価により可視化し、評価結果等を活用して生物多様性の重要性についての普及等を推進する。

	<p>目標期間終了時点の総括</p>	<p><国際的枠組みへの参加> 国際的な枠組みへ積極的に参加することにより、地球規模の生物多様性の保全へ貢献している。 上記成果を踏まえ、目標達成のため、今後は下記の取組を行う。 ・愛知目標や名古屋議定書を始めとするCOP10の決定事項を実施するための取組を生物多様性日本基金も活用しつつ推進する。 ・名古屋議定書については、可能な限り早期の締結を目指して、海外の動向等も踏まえ、名古屋議定書が定める義務を履行するために必要な国内措置の検討を進めていく。 ・名古屋・クアラルンプール補足議定書については、海外の動向等も踏まえ、補足議定書が定める義務を履行するために必要な国内措置の検討など、締結に向けた必要な作業を進めていく。 ・引き続きICRIの枠組みを通じ、東アジア地域を中心に国際的なサンゴ礁保全においてリーダーシップを発揮する。 ・世界の森林の保全と持続可能な経営の推進に向けた検討調査及び砂漠化対処のための手法の検討調査等を行うとともに、国連森林フォーラムや砂漠化対処条約等の国際的取組の進展に貢献する。 ・我が国昭和基地における観測活動による環境影響モニタリングの検討や、南極条約・議定書に基づく査察の実施結果の報告に関する検討を進めるとともに、南極観測隊や国内外の南極旅行取扱業者等への南極環境保護法の普及啓発を図る。 ・世界各地での自然共生社会の実現のため、各国や国際機関、NGO等と協調し、人と自然の共生を目指し、二次的自然地域における自然資源の持続可能な利用・管理の推進のための取組である「SATOYAMAイニシアティブ」を、国際パートナーシップを通して世界に発信し、広く普及を図っていく。 ・南極環境保護議定書附属書VIについては、附属書VIが定める義務を履行するために必要な国内措置の検討等、締結に向けた必要な作業を進めていく。</p>
--	--------------------	--

<p>学識経験を有する者の知見の活用</p>	<p>・生物多様性国家戦略の改定に当たり、平成23年2月より中央環境審議会自然環境・野生生物部会及びその下に設置した生物多様性国家戦略小委員会をそれぞれ計5回と計13回開催し、学識者の知見を活用した。 ・海洋生物多様性保全戦略策定に当たり、検討会を開催し学識者の知見を活用。</p>
------------------------	--

<p>政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報</p>	<p>・「生物多様性」の認識状況：環境問題に関する世論調査（平成24年6月調査／内閣府大臣官房政府広報室）</p>
----------------------------------	---

<p>担当部局名</p>	<p>自然環境計画課 野生生物課</p>	<p>作成責任者名</p>	<p>亀澤 玲治 中島 慶二</p>	<p>政策評価実施時期</p>	<p>平成25年6月</p>
--------------	--------------------------	---------------	------------------------	-----------------	----------------

目標管理型の政策評価に係る評価書の標準様式

別紙2
(環境省24-22)

施策名	目標5-2 自然環境の保全・再生					
施策の概要	原生的な自然及び優れた自然の保全を図り、里地里山などの二次的な自然や藻場・干潟等についてその特性に応じた保全を図るとともに、過去に失われた自然を積極的に再生する事業と、自然再生に係る地域活動を推進するための支援を実施することで、自然環境の保全・再生を図る。					
達成すべき目標	<ul style="list-style-type: none"> ・原生的な自然環境、里地里山などの二次的な自然、干潟などの生態系を地域の特性に応じて保全、維持管理する。 ・国内の世界自然遺産登録地について、世界遺産として認められた価値を将来にわたって保全するため順応的な保全管理を推進するとともに、国内候補地の新規登録を目指す。 ・過去に損なわれた自然について、多様な主体の参画による自然再生を行う。 ・生物多様性保全について先進的・効果的な取組を支援することで、今後の保全活動の推進に繋げる。 ・自然状況や社会状況、風景評価の多様化等の変化をふまえ、国立・国定公園の区域及び公園計画について、着実に見直しを行い、適切な保護管理を行う。 					
施策の予算額・執行額等	区分		22年度	23年度	24年度	25年度
	予算の状況 (千円)	当初予算(a)	528,941	598,150	656,864	623,643
		補正予算(b)	0	726,696	0	0
		繰り越し等(c)	102,000	△ 723,465	723,465	
		合計(a+b+c)	630,941	601,381	1,380,329	
執行額(千円)		600,156	539,327	746,699		
施策に関する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	生物多様性国家戦略2010 平成22年3月16日(閣議決定) 第2部 生物多様性の保全及び持続可能な利用に関する行動計画 生物多様性国家戦略2012-2020 平成24年9月28日(閣議決定) 第3部 生物多様性の保全及び持続可能な利用に関する行動計画					

測定指標	1 自然再生協議会の数	基準値	実績値					目標値
		21年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	24年度
		21	20	22	22	24	24	29
	年度ごとの目標値			-	-	-	-	
	2 自然再生事業実施計画策定数	基準値	実績値					目標値
		21年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	24年度
		21地区	18地区	21地区	24地区	26地区	31地区	29地区
	年度ごとの目標値			-	-	-	-	
	3 当該年度を終期とする国立・国定公園の点検等見直し計画の達成率	基準値	実績値					目標値
		年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	年度
		-	-	-	7地区 100%	9地区 82%	6地区 86%	100%
	年度ごとの目標値			-	-	-	-	
	4 地域連携保全活動計画作成数	基準値	実績値					目標値
		23年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	32年度
		0	-	-	-	-	1	50
	年度ごとの目標値			-	-	-	0	

目標の達成状況	<ul style="list-style-type: none"> ・世界自然遺産地域の保全管理体制の充実、里地里山保全活用行動計画の策定等、地域の特性に応じた保全・維持管理のための取組を着実に実施した。 ・平成24年度は、自然再生事業実施計画が新たに5地区で策定され、31地区で多様な主体による自然再生を実施した。 ・国立・国定公園の点検については、平成24年度については7件の見直しを計画し、うち6件の見直しを行なった。
---------	--

<p>施策に関する評価結果</p>	<p>目標の達成状況</p>	<p><世界自然遺産></p> <ul style="list-style-type: none"> ・関係省庁・地方公共団体・地元関係者・専門家の連携により、世界自然遺産の適正な保安全管理を実施した。 ・屋久島、白神山地、知床については、モニタリング等を実施し、その結果を各地域の科学委員会を通じて対策に反映させる順応的な保安全管理の一層の充実を図っている。屋久島、白神山地については、地域連絡会議が中心となり、科学委員会の助言も踏まえ遺産地域管理計画の策定に取り組んだ。 ・平成23年度に新たに登録された小笠原諸島については、順応的な管理を推進するとともに、科学委員会や地域連絡会議の体制の強化等を行った。外来種対策を始めとした各種課題に対し各々のWGを設置し、検討結果を対策に反映させる順応的な保安全管理を推進した。 ・候補地である奄美・琉球については、世界遺産の新規登録に向けて必要な各種資料の作成を行うとともに、希少動植物等の自然環境情報の収集整理、保安全管理上の課題について検討を行った。平成25年1月には、推薦の前提となる我が国の世界遺産暫定一覧表に記載することを政府として決定した。 <p><自然再生></p> <ul style="list-style-type: none"> ・自然再生事業の実施に当たり、計画段階から専門家、地域住民等の参画や地域の自然特性に応じた細やかな取組を関係者の合意を得つつ推進するために必要な支援として、自然再生協議会設立の意向を持つ団体と既存協議会との意見交換、地域における自然再生のための手法の試行、自然再生に関する情報収集・提供等を実施した。 ・自然再生推進法の運用を推進することにより、平成24年度末現在、全国で同法に基づく自然再生協議会が計24箇所設立された。また、同法に基づく自然再生全体構想が24箇所で策定され、自然再生事業実施計画が31件(24年度単年度では5件)主務大臣に送付された。 <p><里地里山></p> <ul style="list-style-type: none"> ・里なびホームページにより、活動団体や活動場所の紹介、保全活動に対する技術的専門家等の人材登録・紹介、技術研修会の開催情報や保全活動の取組の参考となる取組事例や文献の情報発信を行った。 ・里地里山の保全活動の促進や担い手の育成を図るため、保全再生計画づくりや具体的な保全活動技術を伝える専門家などによる技術研修会を全国で開催(H24までに55ヶ所)し、多くの関係者(3,499人)の参加を得た。 ・里地里山の保全活用の促進を図るため、里地里山の重要性、里地里山の保全活用の理念、方向性、取組の基本方針とその進め方及び国が実施する保全活用施策を具体的に示した「里地里山保全活用行動計画」に基づき、新たな共同管理のための手引書等、里地里山の保全活用の取組の促進を図るための各種手引書等有効な手法を確立した。 <p><国立公園></p> <ul style="list-style-type: none"> ・国立・国定公園における自然環境の適切な保全と利用のため、各地の国立・国定公園の公園計画の点検等の見直しを実施した。平成24年度については、7件の見直しを計画し、うち6件の見直しを行った。瀬戸内海国立公園等の見直しを行った他、過年度から調整を続けてきた阿寒国立公園についても見直しを行った。 ・また、陸中海岸国立公園を拡張して三陸復興国立公園等を指定することについても、当初計画どおり平成24年度中に決定した。 ・当初、平成24年度内に見直しをすることとしていた1件については、規制強化等に関する関係者との調整が整わず、平成24年度に見直しすることができなかったが、遅くとも平成26年度内に見直しができるよう調整中である。 <p><地域支援></p> <ul style="list-style-type: none"> ・生物多様性の保全上重要な地域における法定計画の作成、法定計画に基づく実証事業について、平成24年度末までで47件に対し支援を行った。この支援により、22件の法定計画等が策定された。また、地域における生物多様性の保全再生に資する活動等について、平成24年度末までに44件に対し経費の一部を交付した。

	<p>目標期間終了時点の総括</p>	<p><世界自然遺産> 各遺産地域において、保管理体制の構築や順応的な保管理体制が進められており、国内候補地である奄美・琉球については我が国の世界遺産暫定一覧表に記載することが決定するなど、着実に成果をあげている。 上記成果を踏まえ、目標達成のため、今後は下記の取組を行う。 ・世界自然遺産地域(屋久島、白神山地、知床、小笠原諸島)について、地元の意見と科学的な知見を管理に反映させるための保管理体制と保全施策の充実を図る。また、関係省庁・地方公共団体・地元関係者・専門家の連携により、引き続き適正な保管理体制を推進する。 ・世界自然遺産4地域に関する調査及び適切な保全・管理を実施するとともに、保全状況の報告に対する勧告や小笠原諸島の遺産登録時の勧告に適切に対応するための措置等を講じる。また、小笠原諸島については、本年3月末に新たに兄島でグリーンアノールが発見されたため、科学委員会の助言のもとで、関係機関とともに情報収集や捕獲等の緊急対策を進めていく。 ・国内候補地として選定されている奄美・琉球については、世界遺産の新規登録に向けて必要な価値の整理や保全措置等を進めるとともに、関係機関や専門家等と連携・協力を図りながら地域の現状にあった適切な対応を行う。</p> <p><自然再生> 平成24年度は、自然再生事業実施計画が新たに5地区で策定され、目標値を達成したが、自然再生協議会の数については増大したものの目標値を達成することができなかった。 今後は、多様な主体による自然再生事業を着実に推進し、活動団体への技術的な支援などを行うとともに、国民への普及啓発を図る。</p> <p><里地里山> 技術研修会の開催や新たな共同管理のための手引書の作成など、着実に成果をあげている。 上記成果を踏まえ、目標達成のため、今後は下記の取組を行う。 ・里地里山の保全活用の取組の参考となる特徴的な取組を調査・分析し、その成果を分かりやすく発信するとともに、保全活動の担い手育成等としての技術研修会を開催する。また、里地里山の自然資源の利活用方策など保全活用の促進を図るために有効な手法や多様な主体の参加を促進するための社会システムを構築するとともに、これらの手法等を効果的に活用するために地方自治体や企業、NPO等などと有機的な連携を図り、地域での自律的な里地里山の保全再生の促進を図る。 ・また、これら施策に加え、今後の人口減少や高齢化の進展など社会構造の変化を踏まえ、生物多様性の観点から見た里地里山の将来の姿を国土レベルで描くランドデザインの検討を進める。</p> <p><国立公園> 平成24年度は、国立・国定公園の点検を6件実施し、目標値に対して8割以上の成果が得られた。 上記成果を踏まえ、目標達成のため、今後は下記の取組を行う。 ・国立・国定公園総点検事業や海域の国立・国定公園保管理体制強化事業については、平成25年度から1つの事業として整理統合することにより効率的かつ着実に実施することとする。また、見直しに当たり関係者との調整が適切に図られるよう、見直しの根拠となる自然環境や公園利用に関するデータ等の充実に努める。</p> <p><地域支援> 地域連携保全活動計画については、施行後間もないことから1地域での策定にとどまったが、地域における生物多様性の保全事業等への支援により、平成24年度末までに22件の自然環境保全関係の地域レベルでの法定計画等が策定され、着実に成果をあげている。 上記成果を踏まえ、目標達成のため、今後は下記の取組を行う。 ・より効率的・効果的な支援方策を検討し、地域における生物多様性の保全事業等に経済的な支援を行うことで、生物多様性地域戦略等の策定率の向上や、国土全体の生物多様性の保全再生の推進を図る。</p>
--	--------------------	--

<p>学識経験を有する者の知見の活用</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・世界遺産地域(候補地)科学委員会を地域ごとに開催し、順応的な管理を実施した。 ・自然再生協議会を地域ごとに開催し、順応的な管理を実施した。 ・里地里山保全活用行動計画の策定に当たり検討会を開催し、有識者の知見を活用した。
------------------------	---

<p>政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報</p>	<p>—</p>
----------------------------------	----------

<p>担当部局名</p>	<p>自然環境計画課 国立公園課</p>	<p>作成責任者名</p>	<p>亀澤 玲治 桂川 裕樹</p>	<p>政策評価実施時期</p>	<p>平成25年6月</p>
--------------	--------------------------	---------------	------------------------	-----------------	----------------

目標管理型の政策評価に係る評価書の標準様式

別紙2

(環境省24- 23)

施策名	目標5-3 野生動物の保護管理				
施策の概要	希少野生動植物の生息状況等の調査による現状把握と保護・増殖による種の保存、野生鳥獣の適正な保護・管理と狩猟の適正化、遺伝子組換え生物及び侵略的な外来生物への対策推進等による生物多様性等への影響防止。				
達成すべき目標	新たに種の絶滅が生じないようにするとともに、絶滅の危機に瀕している種の個体数の維持・回復。野生鳥獣の適正な保護管理。外来生物による在来生物や生態系への影響の防止。				
施策の予算額・執行額等	区分	22年度	23年度	24年度	25年度
	予算の状況(千円)				
	当初予算(a)	1,843,609	1,832,295	1,463,408	1,570,156
	補正予算(b)	0	0	2,000,000	
	繰り越し等(c)	41,800	99,800	△ 1,965,192	
合計(a+b+c)	1,885,409	1,932,095	1,498,216		
執行額(千円)	1,857,073	1,881,815	(※記入は任意)		
施策に関する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)					

測定指標	1 希少野生動植物の現状把握と保護増殖の進捗状況	基準値	実績値					目標値
		年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
		-	第3次レッドリストの公表	レッドリストの改訂作業	レッドリストの改訂作業	レッドリストの改訂作業	第4次レッドリストの公表	レッドデータブックの作成
	年度ごとの目標値	-	-	-	-	-	-	-
測定指標	2 特定外来生物の国内における定着防止や防除の進捗状況(防除事業の実施箇所数)	基準	施策の進捗状況(実績)					目標
		18年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
		9箇所	17箇所	19箇所	17箇所	23箇所	23箇所	20箇所
	年度ごとの目標値	-	-	-	-	-	-	-
測定指標	3 野生鳥獣の保護管理の進捗状況(鳥獣保護制度の継続的見直し)	基準	施策の進捗状況(実績)					目標
		年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
		-	-	-	-	鳥獣保護基本指針の見直し	法の施行状況の点検	-
	年度ごとの目標値	-	-	-	-	-	-	-

	目標の達成状況	<p><希少野生動植物の生息状況等の調査による現状把握と保護・増殖による種の保存></p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成24年度に第4次のレッドリストを公表。 ・絶滅危惧種の保全については、種の保存法に基づく国内希少野生動植物に新たに植物3種を追加して、捕獲や譲渡し等の規制対象としたほか、トキの保護増殖事業では、野生下で38年ぶりにヒナの巣立ちが確認されるなど、一定の成果を得ている。 ・ワシントン条約に関しては、科学当局として必要な国際的な絶滅危惧種に関する科学的知見を蓄積し、条約締約国会議での交渉に活用した。 <p><遺伝子組換え生物及び侵略的な外来生物への対策推進等による生物多様性等への影響防止></p> <ul style="list-style-type: none"> ・引き続き特定外来生物の飼養等の規制や防除を行い、平成24年度には23箇所で行った防除事業を実施。外来生物法の実効性を確保することにより、特定外来生物の拡散や被害の発生・悪化を防いだ。 ・外来生物法に基づき、平成24年度までに特定外来生物を105種類指定し、法に基づく飼養等の規制を行った。その結果、外来生物法施行から現時点まで、新たな特定外来生物の我が国への定着は確認されていない。また、特定外来生物のうち生態系等への影響が大きいものについて、防除事業を実施し、島嶼など限られた空間において完全排除に成功している事例や、希少種の生息状況の回復が確認されている事例等、重要な生態系の保全や希少種の保護上、一定の成果が出ている。
--	---------	--

<p>施策に関する評価結果</p>		<p>・さらに外来生物法については、平成24年度に施行状況の検討を行い、平成24年12月に中央環境審議会から主務大臣に対して「外来生物法の施行状況等を踏まえた今後講ずべき必要な措置」について意見具申がなされた。この意見具申も踏まえて、第183回国会に外来生物法の一部を改正する法案を提出し、平成25年6月に、交雑により生じた生物を規制対象とできるようにすること、防除に資する学術研究の目的で行う特定外来生物の野外への放出等について主務大臣が許可できるようにすること、特定外来生物が付着・混入しているおそれのある輸入品等の検査や消毒・廃棄等を命ずることができるようにすること等の改正法が成立・公布された。</p> <p>・カルタヘナ法に基づく遺伝子組換え生物の使用、承認に当たって、学識経験者の意見聴取会合を開催し、生物多様性影響の審査を実施している(平成24年度は64件審査)。また、遺伝子組換え生物に関する国内外の情報収集やホームページ(J-BCH)により国民へ情報提供、意見聴取を行っており、一定の進捗が見られる。</p> <p><野生鳥獣の適正な保護・管理と狩猟の適正化></p> <p>・鳥獣保護法の施行状況を検討するため、平成24年11月29日付けで中央環境審議会に諮問し、平成25年3月26日に中央環境審議会自然環境部会に鳥獣保護管理のあり方検討小委員会を設置した。</p> <p>・平成22年10月以降、全国16道府県、60羽で高病原性鳥インフルエンザが確認されたことから、恒常的に実施しているウイルス保有状況調査や渡り鳥の飛来状況の把握等の取組に加え、全国の野鳥の監視体制の強化を目指し、都道府県等と連携することで、確実な情報把握が可能となった。</p>
	<p>目標期間終了時点の総括</p>	<p><希少野生動植物の生息状況等の調査による現状把握と保護・増殖による種の保存></p> <p>・平成24年度に第4次レッドリストをとりまとめ、全10分類群について公表した。25年度にはレッドリストに記載された種についてとりまとめ編集したレッドデータブックを作成する。また、平成25年6月に成立した種の保存法の改正における衆・参両議院からの附帯決議等も踏まえ、国内希少野生動植物種の大幅な指定拡充に向け、必要な調査・検討を実施する。あわせて、保護増殖事業の実施を着実に進めるとともに、地方公共団体及び関係団体等との連携強化、絶滅危惧種の保全に資する科学的知見の充実、教育活動の充実等に努める。</p> <p>・戦略的な保全取組の必要性が指摘されたことを踏まえ、今後の全国的な絶滅のおそれのある種の保全の進め方や保全すべき種の優先順位付け等を盛り込んだ「絶滅のおそれのある野生生物種の保全戦略(仮称)」を作成する。</p> <p>・ワシントン条約に関しては、科学当局としての責務を果たした。一方、種の保存法に基づくワシントン条約附属書掲載種の国内流通管理も一元的に取り組む必要があり、引き続き国際的な種の保存に資する情報の収集に努めるとともに、国内流通の管理を執行する。</p> <p><遺伝子組換え生物及び侵略的な外来生物への対策推進等による生物多様性等への影響防止></p> <p>・特定外来生物の飼養等の規制を実施するとともに、防除事業を23カ所で行って防除に係る目標値を達成するなど、特定外来生物の拡散や被害の防止に一定の成果を上げている。限られた予算内でより優先度の高い地域から防除事業を実施しているが、今後もより効果的・効率的かつ計画的な防除を進めていくことを目指す。あわせて、平成25年6月に成立した改正外来生物法の施行に向けて、適切な執行体制を整え、確実な執行を確保する。さらに、平成24年に中央環境審議会から主務大臣に対してなされた意見具申も踏まえ、効果的な防除事業の推進、各主体における外来種対策の促進等を図るため、「外来種被害防止行動計画(仮称)」、「侵略的外来種リスト(仮称)」の平成25年度中の完成・公表を目指す。</p> <p>・カルタヘナ法に基づく遺伝子組換え生物の使用、承認に当たっての生物多様性影響の審査、遺伝子組換え生物に関する国民への情報提供、意見聴取を行っており、一定の進捗が見られる。また、名古屋・クアラルンプール補足議定書等の締結に向けて、関係省庁と連携して必要な作業を進める。</p> <p><野生鳥獣の適正な保護・管理と狩猟の適正化></p> <p>・鳥獣保護法の施行状況の検討については、鳥獣保護管理のあり方検討小委員会において、鳥獣保護管理に携わる人材の育成及び将来にわたって適切に機能し得る鳥獣保護管理体制の構築に向けた検討を行い、平成25年秋頃に報告書を取りまとめる。</p> <p>・鳥インフルエンザの近年の全国での発生を踏まえ、野鳥サーベイランスや渡り鳥の飛来状況調査などを適時適切に実施した。今後も着実にこれらの危機管理対応を実施していく。</p>

<p>学識経験を有する者の知見の活用</p>	<p>・保護増殖事業やレッドリストの見直し等において、検討会での専門家による検討を経たところ、戦略的な保全への取組が必要である、との指摘を受け、今後、保全すべき種の優先順位付け等を盛り込んだ「絶滅のおそれのある野生生物の保全戦略(仮称)」を作成する。「絶滅のおそれのある野生生物の保全戦略(仮称)」の作成や、国内希少野生動植物種の指定等の検討にあたっては中央環境審議会自然環境部会及び野生生物小委員会における議論により専門家の知見を十分に活用する。</p> <p>・外来生物法の施行状況は、中央環境審議会野生生物部会において学識経験を有する者を委員として検討された。中央環境審議会の意見具申も踏まえ、今後の外来種対策の促進を図るとともに、「外来種被害防止行動計画(仮称)」及び「侵略的外来種リスト(仮称)」の検討に当たっても専門家からなる検討会を設置し、平成25年度中の完成を目指す。</p>
------------------------	--

<p>政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報</p>	
----------------------------------	--

<p>担当部局名</p>	<p>野生生物課</p>	<p>作成責任者名</p>	<p>中島 慶二</p>	<p>政策評価実施時期</p>	<p>平成25年6月</p>
--------------	--------------	---------------	--------------	-----------------	----------------

目標管理型の政策評価に係る評価書の標準様式

別紙2

(環境省24-24)

施策名	目標5-4 動物の愛護及び管理					
施策の概要	飼い主による終生飼養等の適正な飼養、動物取扱業の適正化、都道府県等に引き取られた犬猫の返還・譲渡等を推進することにより、人と動物の共生する社会の実現を図る。					
達成すべき目標	自治体における犬及び猫の引取り数の半減、犬及び猫の殺処分率の減少、犬及び猫の所有明示の実施率の倍増					
施策の予算額・執行額等	区分	22年度	23年度	24年度	25年度	
	予算の状況(千円)	当初予算(a)	210,592	138,193	101,354	183,242
		補正予算(b)	0	0	0	
		繰り越し等(c)	47,977	-41,000	50,000	
		合計(a+b+c)	258,569	97,193	151,354	
	執行額(千円)	186,542	109,169	70,388		
施策に関係する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	動物の愛護及び管理に関する法律第5条に基づく動物愛護管理基本指針(平成18年10月31日環境省告示第140号) ・都道府県、指定都市及び中核市における犬及び猫の引取り数を半減するとともに、元の所有者等への返還又は飼養を希望するものへの譲渡等を進めることにより、その殺処分率の減少を図ること。 ・犬又は猫に関する所有明示の実施率の倍増を図ること。					

測定指標	1 自治体における犬及び猫の引取り数	基準値	実績値					目標値
		16年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	29年度
		418千頭	315千頭	272千頭	249千頭	221千頭	集計中	209千頭
		年度ごとの目標値	-	-	-	-	-	-
	2 犬及び猫の殺処分率	基準	施策の進捗状況(実績)					目標
		16年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	29年度
		94%	88%	85%	82%	79%	集計中	減少傾向維持
		年度ごとの目標値	-	-	-	-	-	-
	3 犬及び猫の所有明示の実施率	基準	施策の進捗状況(実績)					目標
		15年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	29年度
犬33% 猫18%		犬54% 猫32%	犬55% 猫37%	犬58% 猫43%	犬55% 猫38%	集計中	犬66% 猫36%	
年度ごとの目標値		-	-	-	-	-	-	

施策に関する評価結果	目標の達成状況	・動物愛護週間行事の開催及びポスターやパンフレットの作成・配布等の各種普及啓発事業の推進、講習会の開催、再飼養データベースネットワークシステムの運営管理、譲渡・収容施設の整備費補助を活用する等して、都道府県等に引き取られた犬猫の収容、返還・譲渡を推進する取組を着実に実施することで、都道府県等による犬猫の引取り数と殺処分率の減少傾向、所有明示の実施率の上昇傾向を維持した。
	目標期間終了時点の総括	目標達成に向けて着実に施策を実施している。今後も、目標達成に向けて、飼い主による終生飼養の推進、都道府県等における動物の収容・譲渡活動の推進を図るため、普及啓発、講習会の開催、再飼養支援データベースネットワークシステムの運営管理、施設整備補助を充実させるとともに、各種必要な調査、検討を実施していく。また、動物愛護管理基本指針について、平成25年度に見直し、新たな目標を設定することとしていることから、その目標を達成するための課題等を検討する。

学識経験を有する者の知見の活用	・毎年、中央環境審議会動物愛護部会において、動物愛護管理施策の進捗状況を報告するとともに、意見内容を施策に反映している。
-----------------	--

政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	・平成24年度動物愛護管理行政事務提要 ・平成24年度動物愛護管理基本指針フォローアップ等検討調査業務報告書
---------------------------	---

担当部局名	動物愛護管理室	作成責任者名	田邊 仁	政策評価実施時期	
-------	---------	--------	------	----------	--

目標管理型の政策評価に係る評価書の標準様式

別紙2

(環境省24-25)

施策名	目標5-5 自然とのふれあいの推進				
施策の概要	豊かな自然とのふれあいや休養などの国民のニーズに応えるため、持続可能な自然資源の保全を図りつつ、安全で快適な自然とのふれあいの場の提供やふれあい活動をサポートする人材の育成を行う。				
達成すべき目標	安全で快適な自然とのふれあいの場を提供しつつ、ふれあい活動をサポートする人材を育成することでエコツーリズムを推進し、自然とのふれあいの質の向上を図る。また、貴重な自然資源である温泉の保護と適正な利用を図る。				
施策の予算額・執行額等	区分	22年度	23年度	24年度	25年度
	予算の状況(千円)				
	当初予算(a)	10,440,471	10,029,560	8,106,008	8,228,855
	補正予算(b)	0	500,000	4,952,000	-
	繰り越し等(c)	2,420,937	△ 186,937	△ 3,237,932	
合計(a+b+c)	12,861,408	10,342,623	9,820,076		
執行額(千円)	11,957,656	9,665,336	8,817,403		
施策に関する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	・生物多様性国家戦略2012-2020(平成24年9月28日閣議決定)第3部第2章第1節2「自然とのふれあい活動の推進」「自然とのふれあいの場の提供」				

測定指標	1 自然とのふれあい場である自然公園等の利用者の推移(千人)	基準値	実績値					目標値
		年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	年度
			894,798	897,846	886,844	807,909	集計中	-
	年度ごとの目標値		-	-	-	-	-	
	2 エコツーリズム推進法の規定に基づく全体構想認定数	基準	施策の進捗状況(実績)					目標
		20年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
0		-	1	1	1	3	6	
年度ごとの目標値		-	-	-	-	-		
3 温泉利用の宿泊施設利用人数の推移(千人)	基準値	実績値					目標値	
	年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	年度	
	-	132,677	127,930	124,925	120,061	集計中	-	
年度ごとの目標値		-	-	-	-	-		

施策に関する評価結果	目標の達成状況	・自然とのふれあい活動をサポートする人材の育成等によりエコツーリズムを推進した。また、国立公園等における自然とのふれあいの推進を図るため、安全かつ快適に自然を体験できるよう公園利用施設の新設及び老朽化施設の更新や、自然生態系の再生等のための施設の整備を実施した。このほか、自然資源である温泉の保護と適正な利用を図った。
	目標期間終了時点の総括	自然とのふれあいの推進に係る各種事業を着実に実施してきたが、国立公園等における公園利用施設の中には老朽化した施設等も数多くあり、引き続き整備を行っていく必要がある。また、エコツーリズム全体構想策定を視野に入れた持続的なエコツーリズムの推進や温泉の保護と適正な利用に関する科学的知見の一層の充実が課題となっている。 ・「自然と共生する社会」の実現に資するよう、今後も国民のニーズに的確に応え、自然への理解や大切にしている気持ちを育成することを目的とした自然ふれあいメニューの拡充やエコツーリズムの推進を図るとともに、安全で快適な国立公園等における公園施設の整備や温泉の保護と適正な利用を図っていく。

学識経験を有する者の知見の活用	-
-----------------	---

政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	-
---------------------------	---

担当部局名	自然ふれあい推進室 自然環境整備担当参事官室	作成責任者名	堀上 勝 坂本 文雄	政策評価実施時期	平成25年6月
-------	---------------------------	--------	---------------	----------	---------

目標管理型の政策評価に係る評価書の標準様式

施策名	目標5-6東日本大震災からの復旧・復興(自然環境の復旧・復興)				
施策の概要	地域の自然資源等を活用した三陸復興国立公園への再編成、被災した公園事業施設の復旧や復興のための整備に取り組むほか、被災ペット保護活動を支援する。				
達成すべき目標	三陸復興国立公園の創設を始めとした様々な取組を通じて、森・里・川・海のつながりにより育まれてきた自然環境と地域の暮らしを後世に伝え、自然の恵みと脅威を学びつつ、それらを活用しながら復興する。 福島第一原子力発電所の半径20km圏内(警戒区域内)に取り残されているペット(犬及び猫)の保護活動を実施し、保護したペットを動物救護施設において適正に飼養管理を行いながら、飼い主への返還、新たな飼い主への譲渡を促進する。				
施策の予算額・執行額等	区分	22年度	23年度	24年度	25年度
	当初予算(a)		0	1,399,644	2,596,850
	補正予算(b)		699,950	0	
	繰り越し等(c)		-512,684	-200,507	
	合計(a+b+c)		187,266	1,199,137	
執行額(千円)		147,607	1,065,184		
施策に関する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	<p>東日本大震災からの復興の基本方針(平成23年7月29日、東日本大震災復興対策本部)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 自然の景観、豊かな文化・「食」、国立公園や世界遺産などの地域の豊かな観光資源を活用した東北ならではの観光スタイルを構築する。(5(3)⑥(ii)) ・ 陸中海岸国立公園などの既存の自然公園を再編し三陸復興国立公園(仮称)とし、防災上の配慮を行いつつ被災した公園施設の再整備や長距離海岸トレイルの新規整備を行うことについて検討する。また、農林水産業と連携したエコツーリズムの推進など各種事業を行う。(5(3)⑥(iii)) ・ 地域に根ざした自然との共生の知恵も生かしつつ、森・里・海の連環をとり戻すための自然の再生などによる自然共生社会を実現する。(5(3)⑩(i)) ・ 津波の影響を受けた自然環境の現況調査と、経年変化状況のモニタリングを行う。(5(4)⑥(ii)) 				

測定指標	1 三陸復興国立公園の創設を核としたグリーン復興のビジョンの推進	基準値	実績					目標値
		年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	年度
		-	-	-	-	三陸復興国立公園の創設を核としたグリーン復興のビジョンを策定	三陸復興国立公園の指定	-
	年度ごとの目標値							
2 陸中海岸国立公園の利用者数(千人)	基準	実績					目標	
	年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	年度	
		-	-	4,070	458	集計中	-	
	年度ごとの目標値							
3 警戒区域内における被災ペットの保護数 ※警戒区域内における被災ペットの保護活動事業は、保護したペットを飼い主に返還するとともに、長期間の放浪でペットが野生化したり繁殖し増加したりすることで、将来帰還する住民の生活環境が悪化することを防ぐことを目的としているため、定量的な目標は設定できないが、警戒区域内における被災ペットの保護数を参考指標とする。	基準	実績					目標	
	年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	年度	
		-	-	-	保護数 犬428頭 猫321頭	保護数 犬4頭 猫216頭	-	
	年度ごとの目標値							

施策に関する評価結果	目標の達成状況	<p><三陸復興国立公園の創設> 平成24年5月に「三陸復興国立公園の創設を核としたグリーン復興のビジョン」を策定し、それに基づき、平成25年5月には三陸復興国立公園を創設するなど、各グリーン復興プロジェクトの推進により、概ね着実に進展している。</p> <p><国立公園利用拠点等の復旧・復興> 陸中海岸国立公園の利用拠点の一部について、公衆トイレや歩道等を本復旧することにより、供用を再開されるなど、<u>復旧・復興の一助となっている。</u></p> <p><警戒区域内における被災ペット保護活動> ・環境省と福島県は協力して被災ペットの保護活動を実施し、保護したペットは、福島県内の動物救護施設で飼養管理を行いながら、飼い主への返還、新たな飼い主への譲渡を実施した。また、新たな飼い主への譲渡を推進するため、不妊去勢措置やマイクロチップの装着等を実施した。平成24年度末時点において、犬432頭、猫537頭を保護し、犬374頭、猫243頭の返還・譲渡を行っている。</p>
	目標期間終了時点の総括	<p><三陸復興国立公園の創設> ・現在まで、<u>着実に事業を実施しているところであるが、引き続き各グリーン復興プロジェクトを推進する必要がある。</u></p> <p>・平成26年中に南三陸金華山国定公園を編入し、みちのく潮風トレイルの路線決定及び開通を順次行うなど、各グリーン復興プロジェクトを着実に推進する。</p> <p><国立公園利用拠点等の復旧・復興> ・<u>着実に事業を推進しているところであるが、三陸復興国立公園の利用施設はまだ復旧が不十分な状況にあり、引き続き整備を行っていく必要がある。</u></p> <p>・三陸復興国立公園及び東北太平洋岸自然歩道(みちのく潮風トレイル)の利用拠点等において、関係機関等との必要な調整を進めつつ、引き続き被災施設の復旧を推進するとともに、観光地の再生に資する復興のための整備を、準備の整った箇所から順次進めていく。</p> <p><警戒区域内における被災ペット保護活動> ・<u>着実に成果を挙げているところであるが、引き続き警戒区域内における被災ペットの保護活動等を実施するとともに、動物救護施設での飼養管理を行いながら、飼い主への返還、新たな飼い主への譲渡を推進する。</u></p>

学識経験を有する者の知見の活用	・「三陸復興国立公園の創設を核としたグリーン復興のビジョン」を策定する際に、中央環境審議会での5回の議論を経た答申を活用した
-----------------	--

政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	—
---------------------------	---

担当部局名	国立公園課 自然環境整備担当参事官室 動物愛護管理室	作成責任者名	桂川裕樹 坂本文雄 田邊仁	政策評価実施時期	平成25年6月
-------	----------------------------------	--------	---------------------	----------	---------